

障害者虐待防止法について

○ はじめに

障害者虐待防止法は、虐待の防止、早期発見、保護、自立支援などを行うことにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

虐待は障害者の尊厳を著しく損なう行為であり、社会全体でその防止に取り組んでいかなければならない重要な事柄です。

○ 定義

障害者虐待防止法は、以下の3つの主体による障害者虐待について定義をしています。

- ① 「養護者」による障害者虐待
- ② 「障害者福祉施設従事者等」による障害者虐待
- ③ 「使用者」による障害者虐待

○ 「障害者」とは

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者のことをいいます。手帳を取得していない者、18歳未満の者も含まれます。

○ 「虐待」とは

障害者虐待とは、次のいずれかに該当する行為のことをいいます。

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待
- ④ 放棄・放任（ネグレクト）
- ⑤ 経済的虐待

①身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束する行為のことをいいます。

【具体例】・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけどや打撲させる ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の都合で睡眠薬を服用させるなど）

②性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせることをいいます。

【具体例】・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる

③心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいいます。

【具体例】・「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する

④放棄・放任（ネグレクト）

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをいいます。

【具体例】・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままなど劣悪な住環境で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない、又は制限する ・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する

⑤経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ることをいいます。

【具体例】・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、又は運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない、又は使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

2 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点

- 障害者の権利擁護を基本においた切れ目ない支援体制を構築することが大切です。

<対応のポイント>

- ア 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ
- イ 虐待の早期発見・早期対応
- ウ 障害者の安全確保を最優先する
- エ 障害者の自己決定の支援と擁護者の支援
- オ 関係機関の連携・協力による対応と体制

- 虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応します。

<判断のポイント>

- ア 虐待をしている側の「自覚」は問わない
- イ 障害者本人の「自覚」は問わない
- ウ 親や家族が加害者の側を擁護したりする
- エ 虐待の判断はチームで行う

3 相談・通報・届出への対応

(1) 通報等の対象

- ・虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は市町村への通報義務があります。
- ・虐待を受けた障害者は市町村に届け出ることができます。

(2) 通報等による不利益取扱いの禁止

- ・刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報を妨げるものとして解釈してはなりません。
- ・通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な扱いは受けません。
※ ただし、虚偽または過失によるものは除きます。